

○高松市少年育成センター条例

昭和39年3月28日

条例第41号

改正 昭和55年7月4日条例第32号

昭和60年6月26日条例第24号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市少年育成センター条例

第1条 この条例は、少年の健全な育成保護をはかるため、関係機関及び団体等と連絡調整をはかり、少年の非行を防止するとともに、健全な育成について必要な業務を総合的に行なうことを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、高松市少年育成センター（以下「育成センター」という。）を高松市役所内に設置する。

第3条 育成センターは、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 街頭補導
- (2) 継続補導
- (3) 少年相談
- (4) 少年の保護育成活動に関する行政機関及び団体等との連絡調整
- (5) 少年の健全な育成、非行防止のための研究調査及び資料の整備
- (6) 前各号のほか、少年の健全な育成のために必要な業務

第4条 育成センターに、育成センター運営協議会及び少年育成委員を置く。

第5条 育成センターの業務を行なうため、所長その他所要の職員を置く。

第6条 この条例に定めるもののほか、育成センターの管理運営に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月4日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月26日条例第24号）

この条例は、昭和60年9月1日から施行する。（後略）